

標準化委員会運営内規

(総則)

1. 本委員会は標準化委員会と称する。
2. 本委員会の運営に関しては、以下の各項によるほか、「委員会の設置および委員の委嘱等に関する内規」による。

(目的と機能)

3. 本委員会は、わが国の情報科学技術分野の標準化の推進を目的として、以下のことを行う。
 - 1) 情報科学技術分野の国際規格案に対する国内意見のとりまとめ
 - 2) 情報科学技術分野の標準化に関する調査、研究活動
 - 3) 情報科学技術分野の標準化に関する広報活動
 - 4) その他

(委員会の構成)

4. 本委員会は原則として委員長1名、委員若干名および担当理事1名をもって構成する。

(委員等の委嘱および任期)

5. 委員の任期は2年とし、重任をさまたげない。委員等の委嘱および委員長等の任期は「委員会の設置および委員の委嘱等に関する内規」による。

(委員長等の職務)

6. 「委員会の設置および委員の委嘱等に関する内規」による

(会議)

7. 原則として、隔月1回開催する。

(小委員会、分科会)

8. 委員会の下部組織として、小委員会、分科会を設置することができる。
9. 小委員会、分科会の設置、運営は「委員会の設置および委員の委嘱等に関する内規」による。

(附則)

1. 本内規は1982年(昭和57年)4月28日の標準化委員会において確認されたものである。
「(標準化委員会活動方法(昭和53年11月14日制定))」は同日付をもって廃止する。
2. 2018年7月5日の標準化委員会において「ドキュメンテーション」を「情報科学技術」に、「第2項」を「委員会の設置および委員の委嘱等に関する内規」に変更することを確認した。